

<参考>

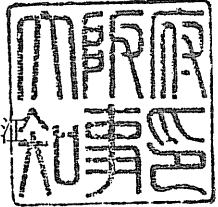
循環環境第1148号

平成16年5月12日

大阪府環境審議会

会長 南 努 様

大阪府知事 太田 房江



ほう素等の排水基準に係る経過措置の見直しについて（諮問）

標記経過措置の見直しに当たり、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条第1項及び大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）第103条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

(説明)

1 条例改正の経過について

水質汚濁防止法では「人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質」(以下「有害物質」という。)としてカドミウム等26物質を定め、排水量にかかわらず、全ての対象事業場に全国一律の排水基準を設定しています。

大阪府では、有害物質について「水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例」(以下「上乘せ条例」という。)により、上水道水源地域において法の一貫基準の概ね10倍厳しい上乘せ基準を設定するとともに、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」(以下「生活環境保全条例」という。)により、法対象以外の条例で定める事業場に対しても法及び上乘せ条例と同様の排水基準を適用しています。

ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物(以下「ほう素等3物質」という。)は、平成13年6月の水質汚濁防止法施行令改正により有害物質項目に追加され、平成13年7月1日から改正省令が施行されました。

この改正を受けて大阪府は、条例で定める有害物質項目の追加及び上水道水源地域における上乘せ基準等の設定について大阪府環境審議会に諮問し、平成13年12月26日に答申を受けました。この答申に沿い、平成14年3月29日に上乘せ条例及び生活環境保全条例施行規則を改正し、ほう素等3物質を有害物質項目に追加して上乘せ基準等を設定し、平成14年4月1日から施行しました。

大阪府はこれら法及び条例の改正により、事業所指導を通してほう素等3物質の排出抑制に努め、上水道水源保護等に効果をあげてきたところです。

2 経過措置の見直しについて

ほう素等3物質の排水基準の適用に当たっては、法及び条例ともに、排水基準を直ちに遵守することが技術的に困難な業種に係る事業場に対し、所要の改善期間を設けるために暫定排水基準を適用する経過措置を講じています。

この暫定排水基準の適用には期限を設けており、法では「施行の日から3年間」として平成16年6月30日までとなっているため、現在国においてその見直し作業が進められています。条例では、大阪府環境審議会答申で「法と同様に3年間」とされたことを踏まえ、上乘せ条例については平成17年3月31日までに経過措置を見直すこととしており、生活環境保全条例では国に合わせて平成16年6月30日までの適用としています。

暫定排水基準が適用される事業場においては、これまで上乘せ排水基準等の遵守に向けて排水濃度の低減の努力が続けられてきましたが、現時点においてなお、技術的に上乘せ基準等を直ちに遵守することが困難な事業場もみられることから、経過措置の見直しが必要となっています。

この見直しは、府内事業場からの排出実態及び国の見直し内容を踏まえて行いますが、省令改正案が本年3月29日に公表されたところであることから、見直しに当たり、生

活環境保全条例に係る経過措置を9ヶ月間延長して必要な検討期間を設けるとともに、上乗せ条例に係る経過措置を平成17年3月31日までと定めることとしています。

その上で、上乗せ条例及び生活環境保全条例で定めるほう素等3物質の排水基準に係る経過措置の見直しについて、暫定排水基準の設定やその適用期間等に関して貴審議会の意見を求めるものです。